

公共沖第 712 号
令和 6 年 1 月 15 日

所属所長 殿

公立学校共済組合沖縄支部
支部長 半嶺 満
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る
一部負担金等の徴収の猶予等について (通知)

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、被害の甚大な状況に鑑み、下記の通り徴収を猶予する取扱いとしますので、お知らせします。

記

1 徴収を猶予 (減免) する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員又は被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予する。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額 (食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く)
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額 (食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く)
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2 対象者の要件

次の (1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

- (1) 令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) の適用市町村に住所を有する (災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。) 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) の組合員又は被扶養者であること。

(2) 令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3 取扱いの期間

一部負担金等の徴収の猶予については、当面、令和6年4月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和6年4月末日まで徴収を猶予する。

本取扱いについては、本部及び支部ホームページにおいて周知しますが、各所属所においても組合員へ周知されるようお願いします。

担当：給付・年金班 稲嶺

TEL：098-866-2720

FAX：098-862-5367